

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件四件
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件七件

一 八

告 示

福島県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を農林水産大臣から通知があった。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市玉野字岩下六一、六二の一、六三
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩下六一、六二の一、六三（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

- 二 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市山上字大藪二、字長平八六、八八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大藪二（次の図に示す部分に限る。）、字長平八六、八八（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金谷原二九〇の一、二九二の一、二九二の二（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市初野字後末七、字祖父沢一二の三六、一二の三七、一二の四〇、一二の四六、一三の三七、一三の三九
- 五 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 六 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 伊達市梁川町白根字檜坂二の三、二の五、二の六、字小滝一、二
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町白根字居敷一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町白根字雁仏三五から三七まで、四〇
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町白根字白萱一〇一から一〇六まで、一一〇の一、一一〇の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町大関字鷹ノ巣八の二二・八の二三・八の二五から八の二九まで（以上七筆国有林）、八の一から八の二一まで、八の二四、八の又、八のル
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町白根字花立五八の一、五九の一、六〇の一、字十文字一四九の一、一四九の四六、字柳沢二八、五二の一、八二の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市梁川町白根字雁仏三一、三二、三四、四一、四二、四三の四、四三の六
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市梁川町白根字白萱一〇〇、一一の一から一一の六まで
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達市梁川町白根字中平一の五、一の一六
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字栄富字家ノ下甲八二一の七、甲八二一の八
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字戸赤字土羅入二二〇四の一
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字小沼崎字阿久戸甲一七三四の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字小沼崎字阿久戸甲一七三三の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲五四九の一、甲六〇五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字弥五島字山口五三六五（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
-
- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字高隣字上野山甲二八五六の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字高隣字倉川甲一五二二の一（次の図に示す部分に限る。）
甲一五二三の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字枝松字蟬山七〇四の一、七〇四の三四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蟬山七〇四の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字落合字左走一六三九の一、一六三九の二、一六三九の八、一六三九の三二、一六三九の四三から一六三九の四七まで、一六三九の四九

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市好間町北好間字下ケ屋敷一の二、一の六、一の二〇、一の三一、一の六〇から一の七三まで、一の二五四から一の二七八まで、一の三一、一の三二、一の三三、一の三三、一の三三、一の三三、一の三八八

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字下松坂五〇、五七、六八、七〇、七二、七四、七五の一、八三、八四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市好間町北好間字下ケ屋敷一の三三七、一の三三九、一の三四〇、一の三四一、一の三四三から一の三四八まで、一の三五〇、一の三五八

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
字下ケ屋敷一の三五〇

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市好間町北好間字菊竹一の二七(次の図に示す部分に限る。)、一の八九、好間工業団地三八五の一、三八六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七一、三八四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字大作一の一から一の三まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字下ヶ屋敷一の五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上平字光平四の二、五九、六一、六三、六五の二、六六の二、六七の二、六八の二、八五、八七、小川町関場字関山一の三、一の二三から一の八まで、字高垣五三の一、五三の二、五四の一、五五の一、五九の一、六〇の一、六五の一、六六の一、二七〇の二、二七一の一、二七一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町中寺字高田九五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町中寺字北目七五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市三和町中寺字関所五七
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

- 11-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。

- 12-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

兒山佐太郎 大竹清一 稲本清一郎 大竹茂平 兒山文章 芳賀盛雄 星喜六 星保男 星忠吉 星サク 星トクヨ 要サタ

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和三年福島県告示第七百七十六号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

渡部冬治 佐藤フク 大迫隆恵 佐藤真信 大迫隆恵 大谷正洋 佐藤武久 相馬和胤 佐藤市五郎 相良助五郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和三年福島県告示第七百九十一号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
武藤林 武藤吉四郎 武藤吉太郎 本多源吉 古山哲男
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第七百九十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
荻生守義 街徹二 街龍吉 登傳 荻生守宣 安部匡
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第七百九十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大柳富家 大柳富家 齋藤角藏 本多常治
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第七百八十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
八巻興次兵衛 幕田仁 八巻長雄 小野浩子 八巻長次郎 八巻儀藏 八巻幸右衛門 八巻鶴次郎 八巻長治 八巻助右衛門 八巻辰吉 八巻幸太郎 八巻新吉 佐藤太惣治 佐藤松次郎 佐藤源左衛門 佐藤栄太郎 佐藤郷吉 佐藤一太郎 佐藤平一
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第七百八十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
太田信用組合 菅野浅吉
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第八百七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）